7月10日（日）は第26回参議院議員通常選挙の投票日です

◎棄権しないで投票しましょう。
◎投票所での感染症の予防に協力ください。

●日時　7月10日（日）7時～18時

●本市で投票できる方
▽日本国民で、投票日に満18歳となり、相馬市選挙人名簿に登録されている方
▽本市に転入した方は、公示日の3カ月前までに本市に転入届出をし、引き続き本市の住民基本台帳に登録されている方

●投票所・入場券
▽投票所入場券は、公示日（6月22日）に郵送しました。
▽投票所は、投票所入場券に記載されています。
▽選挙人名簿に登録されている方は、投票所入場券を紛失したり、手元にない場合でも投票できます。投票所の受付係に申し出ください。
▽投票所マップは、ホームページを確認ください。
◎そのほか、詳細はホームページを確認または問い合わせください。

期日前投票・宣誓書

投票日当日に仕事などで不在のため投票所に行くことができない方は、投票所入場券裏面の宣誓書を提出し、期日前投票ができます。

●期間　6月23日（木）～7月9日（土）
●時間　8時30分～20時
●場所　市役所1階御仕法通り
※期日前投票所は、1カ所のみです。

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症のため宿泊施設などで療養している有権者は特例郵便等投票を利用して投票できます。

不在者投票

●滞在地の選挙管理委員会で投票する場合
投票用紙を請求する手続きが必要です。

●病院などで投票をする場合
入院、入所中の病院やホームなどで、不在者投票ができます。施設に申し出ください。
※不在者投票指定施設のみ。

●郵便で投票をする場合
身体に重度の障がいのある方や介護保険で要介護5の方は、郵便による不在者投票ができます。
※証明書の交付が必要です。

投票時の新型コロナウイルス感染症対策

▽投票所内では、マスクを着用ください。
▽投票所に出入りする際は、手指の消毒をお願いします。
▽投票用紙に記入する鉛筆を持参いただくか、備え付けの使い切り鉛筆を利用ください。
▽混雑する時間帯を避けて、投票所にお越しください。
※期日前投票は投票日が近くなるほど、投票日当日は午前中に混雑します。

●問い合わせ先　市選挙管理委員会事務局（☎37-2192）

選挙公報の配布

▽立候補者の政見などを掲載した選挙公報は、行政区長などを通じて各世帯に配布します。市役所、出張所、公民館、図書館など市の施設でも配布しています。
▽希望者には郵送しますので、問い合わせください。
※候補者情報などは、県選挙管理委員会のホームページにも掲載されています。

ホームページはこちら

開票所

開票の様子はどなたでも観覧いただけます。

●場所　スポーツアリーナそうま第二体育館
●開場時間　19時15分
●開票開始予定　20時
※観覧席数には限りがあります。

新型コロナウイルス感染症　感染予防徹底のお願い

市内では、4月以降、新型コロナウイルス感染症患者が急激に増加しました。
新型コロナウイルス感染症は、一人一人の予防が重要です。
新型コロナワクチンを接種した方も感染しないわけではありませんので、手洗いやマスクの着用などの基本的な感染対策や新しい生活様式に沿った行動をとり、特に、家庭や職場、学校での感染予防を徹底ください。
◎詳細はホームページを確認ください。

●問い合わせ先　保健センター（☎35-4477）

令和4年度 国民年金保険料 免除申請受け付け

国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満で厚生年金などに加入していない自営業などの方）で、国民年金保険料の納付が困難な方を対象に、保険料の免除申請を受け付けています。

保険料を未納のままにしていると、将来受け取れる年金が減るだけではなく、障害年金や遺族年金が受け取れない場合がありますので、免除制度を活用ください。

●受付開始日　7月1日(金)

●対象期間　7月分から令和5年6月分まで（1年間）

※免除申請は、2年1カ月前までさかのぼることができます。前年度などの申請を忘れた方は、本年度分と併せて申請ください。

●免除の種類　保険料の全額が免除される「全額免除」のほか、一部が免除される「4分の1免除」、「半額免除」、「4分の3免除」などがあり、本人、配偶者および世帯主の所得によって決定します。

●留意事項

▽所得などが未申告の場合は、市役所1階税務課などで申告が必要です。

▽前年度に一部免除となった方や失業による特例免除などを受けた方は、本年度も申請が必要です。

▽審査結果は、受け付けから2～3カ月後に日本年金機構より送付されます。

【失業による特例免除】

●対象者　事業を休廃止または会社などを退職した方

●必要書類　雇用保険の離職票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写し　など

【令和3年、令和4年福島県沖地震の被害による特例免除】

●対象者　本人および配偶者、世帯員の財産に2分の1以上の損害を受けた方

●必要書類など　半壊以上の罹災証明書の写しまたは被災状況届（罹災証明書で損害額が分かる場合は不要）

※保険金が支払われた場合は、金額を確認できる証明書の写しも持参ください。

【新型コロナウイルス感染症の影響による特例免除】

●対象者　次の条件を満たす方

▽新型コロナウイルス感染症が原因で、令和2年2月以降の収入が減少した方

▽所得額が保険料免除に該当する金額まで低下する見込みがある方

●必要書類など　所得の申立書（臨時特例用）

※詳細は日本年金機構ホームページを確認ください。

【原発事故による特例免除】

●対象者　避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に住所があった方

※申請書に震災当時の住所を記載するだけで、免除を受けられます。

【出産による免除】

●対象者　出産日が平成31年2月1日以降の方

※出産とは妊娠85日以上の出産をいいます。（死産、流産、早産などを含みます）

※出産による免除が承認された期間は、保険料を納付した場合と同じで、将来受け取れる年金は減りません。

●必要書類など

▽出産前に届け出する方＝母子健康手帳　など

▽出産後に届け出する方＝添付書類は不要

※出産した方と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

●免除期間　出産予定日または出産日の前月から4カ月間

※平成31年2月～4月に出産した方は、平成31年4月以降の保険料が対象です。

●申請時期　出産予定日の6カ月前から

【納付猶予】

●対象者　50歳未満の方

※本人および配偶者の所得審査で、保険料の納付が猶予されます。

【学生納付特例】

●対象者　学生の方

※本人の所得審査のみで、在学中の保険料の納付が猶予されます。

※学生の方が免除申請する場合は、学生納付特例が承認されます。

●必要書類など　学生証の写し（裏面に有効期限の記載がある場合は裏面も必要）または在学証明書（原本）　など

◎免除期間の保険料はあとから納付できます

免除や納付猶予の期間は、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取れる年金が減ります。**10年以内**であれば、当時免除した保険料をさかのぼって納付（追納）することで、年金は減りません。

※古い保険料を追納する場合は、加算額がつく場合がありますので、早めに申し込みください。

●申請方法

申請先に郵送または窓口に持参ください。

※郵送申請の場合は、日本年金機構ホームページより各種申請様式を取得ください。

●申請・問い合わせ先

▽保険年金課（☎37-2141）〒976－8601　中村字北町63－3

▽日本年金機構相馬年金事務所（☎36-5172）

※音声案内に続いて、5を押してください。〒976－8510　中村字桜ケ丘69

ホームページはこちらから

日本年金機構

令和４年福島県沖地震で被災した方へ

令和４年度 市税などの減免

令和４年福島県沖地震により被災した方を対象に、市税などの減免を次のとおり行います。

●**対象となる市税など**　**▽市・県民税▽固定資産税▽国民健康保険税▽介護保険料**

●**減免の対象者**　下記のとおり

※税目などにより要件が異なります。

◎詳細は市役所１階税務課に問い合わせ、またはホームページを確認ください。

市・県民税（要件ごとに減免割合があります）

●**問い合わせ先**　市民税係（☎ 37-2127）

▽納税義務者が死亡、行方不明、生活保護法の規定による扶助を受ける者、障がい者となったとき

▽納税義務者の前年中の合計所得金額が、1,000 万円以下の方で、納税義務者などが所有し居住している住宅や家財の価格の 10 分の 3 以上に損害があるとき（地震保険金など補てん金がある場合は控除後）（罹災証明書の住宅の被害程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊）

固定資産税（要件ごとに減免割合があります）

●**問い合わせ先**　固定資産税係（☎ 37-2128）

▽土地＝地盤の崩落、流出した土地で形状が著しく変形したとき

▽償却資産＝既に申告がある資産で、全壊、埋没などにより償却資産の原形をとどめないとき、または修理不能のとき

▽家屋＝罹災証明書の住宅（物件）の損害程度が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊のとき

国民健康保険税（要件ごとに減免割合があります）

●**問い合わせ先**　市民税係（☎ 37-2127）

▽納税義務者などの前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、納税義務者などが所有し居住している住宅や家財の価格の 10 分の 3 以上に損害があるとき（地震保険金など補てん金がある場合は控除後）（罹災証明書の住宅の被害程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊）

▽納税義務者が生活保護法の規定による扶助を受ける者、障がい者となったとき

介護保険料（要件ごとに減免割合があります）

●**問い合わせ先**　市民税係（☎ 37-2127）

▽第１号被保険者または主たる生計維持者などが居住している住宅や家財の価格の 10 分の 3 以上に損害があるとき（罹災証明書の住宅の被害程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊）

▽主たる生計維持者が死亡、または心身に重大な障がいを受け、もしくは長期間入院したことにより、収入が著しく減少したとき

▽主たる生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少したとき

▽主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入のうち、いずれかが前年の収入と比べて 10 分の 3 以上減少したとき、または失業したとき

※事業収入は営業、農業、漁業などの収入です。

申請方法は、次のページを確認ください。

令和4年度 市税などの減免

申請方法

税目ごとに減免申請書類を提出ください。

◎罹災証明書の住宅の被害程度が中規模半壊以上の方には、7月中旬に申請書などを送付予定です。

※固定資産税以外。

●場所　市役所1階税務課

●時間　8時30分～17時

※土・日曜日、祝日を除く。

●申請期限　8月24日(水)

※罹災調査が済んでいない場合などの特段の理由がある場合は期限後も受け付けます。

※減免申請書などはホームページからダウンロードできます。

ホームページはこちらから

震災への支援

【必要書類など】

●市・県民税、国民健康保険税

▽市・県民税（国民健康保険税）減免申請書

▽罹災証明書の写し

▽補てん金がある場合は、被害調書および保険金の支払い証明書や領収書など補てん金額が分かる書類

●固定資産税

▽固定資産税減免申請書

▽被災土地（償却資産）明細書

▽被災状況が分かる写真

※家屋は申請不要です。

●介護保険料

▽減免申請書

▽罹災証明書の写し

●申請・問い合わせ先

▽市・県民税、国民健康保険税、介護保険料に関すること＝税務課市民税係（☎37２１２７）

▽固定資産税に関すること＝税務課固定資産税係（☎37２１２８）

新型コロナウイルス感染症

住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、さまざまな困難に直面する方々が速やかに支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などへの臨時特別給付金を支給しています。

●支給額　1世帯当たり10万円

●申請期限　9月30日（金）

●対象者　住民税非課税世帯または家計急変世帯

※住民税均等割が課されている方の扶養親族などのみで構成される世帯、既に本給付金を受け取っている世帯は対象外。

住民税非課税世帯

●要件　令和3年度分または令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※住民税均等割が非課税である方には、条例により住民税均等割が免除されている方も含みます。

※未申告の方は、各年の1月1日に居住していた市区町村で収入の申告が必要となります。申告の結果、非課税世帯に該当する場合には、本給付金の対象となりますが、別途申請が必要となりますので、市役所1階社会福祉課に問い合わせください。

●申請方法　対象者に市から必要書類などを送付しています。支給要件確認書に必要事項を記載の上、同封の返信用封筒で返送ください。

●給付方法　原則として令和2年度の特別定額給付金の振り込みに使用した口座に振り込みます。

※確認書に記載された口座を既に解約しているなどの理由で異なる口座への振り込みを希望する場合などは、支給要件確認書の「受取口座記入欄」に記入の上、裏面に確認書類を貼り付けて提出ください。

家計急変世帯

●要件　住民税非課税世帯に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※家計急変世帯に該当するかは、令和4年1月以降の任意の1カ月の収入を12倍した年間収入見込額と非課税相当収入限度額との比較により判定します。

●申請方法　必要書類を持参の上、社会福祉課で申請ください。

●必要書類

▽申請書

▽簡易な収入（所得）見込額の申立書

▽家計が急変したことが分かる資料など（給与明細など）

※申請書などは社会福祉課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

●給付方法　申請時に指定した口座に振り込みます。

◎詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先　社会福祉課（☎37２２０５）

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

更新時期です
限度額適用認定証 標準負担額減額認定証

現在お使いの認定証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降も引き続き認定が必要な方は、市役所1階保険年金課で更新の手続きをお願いします。

●受付開始日　7月19日(火)

※国民健康保険か後期高齢者医療保険により手続きが異なります。

●国民健康保険の方

次の書類を持参の上、手続きください。

▽保険証

▽顔写真入りの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）や介護保険証など

※過去1年以内に、90日を超えて入院している方は、それを確認できる書類（領収書・入院証明書など）。

●後期高齢者医療保険の方

7月31日まで有効の限度額証を交付されている方は自動的に更新されるため、手続きは不要です。

※8月1日から使える限度額証は7月中に郵送します。

◎7月31日まで有効の限度額証の交付を受けていない方で、8月1日から使える限度額証の交付を受ける方は、手続きが必要です。顔写真入りの本人確認書類を持参の上、手続きください。

一部負担金等免除証明書をお持ちの方へ
免除期間が延長されます

有効期間が7月31日までの国民健康保険一部負担金等免除証明書をお持ちの方で、次に該当する方は免除期間が延長されます。

※期間が延長される方の免除証明書は、7月中に郵送します。

●対象

▽帰還困難区域等の被災者

▽旧避難指示区域等・旧居住制限区域等で上位所得層以外の被災者

※上位所得層とは、同じ世帯の国保加入者全員、または後期高齢者全員の令和3年中の所得の合計が、基礎控除分を除いて600万円を超える世帯。

●延長後の有効期限　令和5年2月28日（火）

●留意事項　所得の申告が済んでいないなどの理由で、国民健康保険に加入している方の所得確認ができない場合は、一部負担金等免除証明書を交付できません。

更新　国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証

8月1日以降に使用できる新しい被保険者証を7月中に郵送します。

手元に届いたら必ず住所・氏名を確認ください。

使用期限が切れた古い被保険者証は、8月以降に自身で裁断し廃棄（燃やすごみ）してください。

忘れずに国民健康保険脱退・加入を届け出ください

勤務先の健康保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険被保険者証が届いている方は国保脱退の届け出が必要です。

勤務先の健康保険証と国民健康保険被保険者証の両方を持参の上、市役所1階保険年金課窓口で手続きください。

勤務先の健康保険を脱退し国保に加入する場合は、勤務先から発行される健康保険資格喪失証明書を持参ください。

マイナンバーカードを被保険者証として利用できます

マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、登録が必要です。

登録の申し込みはマイナポータルからできます。

スマートフォンやパソコンを使うのが不慣れな方は、気軽に問い合わせください。

●問い合わせ先　保険年金課（☎37-2140）

火災予防のため、ごみの処分方法を確認ください

今年に入り、市内でごみ収集車の火災が2件発生しています。いずれの火災も、収集されたスプレー缶やカセットボンベに残った可燃性ガスが漏れ、ごみ圧縮時に生じた火花などで引火したことが原因と考えられます。

火災が発生しないよう、ごみを捨てる際は、次の点に注意ください。

▽不要になったスプレー缶などを捨てる場合は中身とガスを完全に使い切ってください。

▽ガス抜きをする場合は、周囲に火気のない風通しの良い屋外で行ってください。

▽ライターやリチウムイオン電池などによるごみ収集車の火災も全国的に発生しています。処分方法を再度確認ください。

●問い合わせ先　相馬消防署（☎36-2181）

令和４年度 国民健康保険税 税率の改定

●問い合わせ先　保険年金課（☎ 37-2140）

市は、国民健康保険の運営の健全化を図り、被保険者の皆さんが安心して国民健康保険を利用できるよう、次のとおり税率を改定します。

■国保財政の現状

被保険者の高齢化による医療費の増加などによって、国保事業に関する費用は増加しています。年々増加する費用を賄うためには税収を増やす必要がありましたが、市は、皆さんの負担軽減を図るために、税率を低い水準のままにし、不足分を国民健康保険基金からの繰り入れで賄ってきました。しかし、その基金残高が減少し、今後の繰り入れが困難となったため、税率の見直しが必要になりました。

●これまでの市の国保税収と基金残高の推移

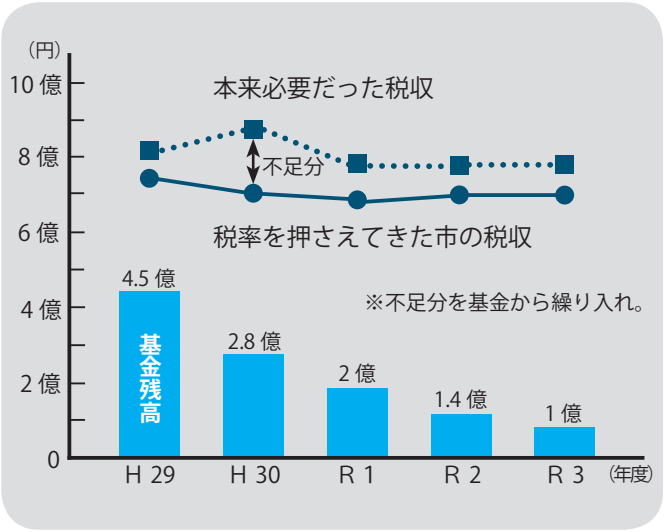

■今後の税率改定の方針

県は、令和 11 年度に県内各自治体の国民健康保険税率を統一することとしています。（予定）

▽統一される保険税率は、資産割を除いた３方式になります。（現在は、所得割、資産割、均等割、平均割の４方式）

⇒市は、令和５年度から資産割を段階的に縮小し、令和８年度に３方式に移行します。

▽統一される保険税率は、現在の市の税率よりも高い水準になり、特に均等割額や所得割率が大きく上がることが見込まれます。また、基金の繰り入れで賄っていた不足分の解消を進める必要があります。

⇒市は、被保険者の負担が急激に増加しないように令和４～８年度の５年間で県が示す標準保険料率と同程度になるよう、段階的に税率の見直しを行っていきます。

※標準保険料率＝市町村ごとの保険料率の標準的な水準（赤字にならない税率水準）を表す数値として、県が毎年、県内統一の算定基準に基づいて算定するもの。

■令和４年度税率改定の内容

▽所得割率と均等割額を引き上げ、資産割率と平等割額は据え置きます。賦課限度額を合計で３万円引き上げます。

▽今回の税率改定の影響により、被保険者一人当たりで年間平均6,400 円程度の増額となることを見込んでいますが、実際の影響額は世帯の所得や人数によって異なります。

▽子育て世帯の負担軽減の観点から、国の基準のとおり未就学の方に係る均等割額を５割に軽減します。

●１人当たりの平均税額（年額）

区分	金額
令和３年度（改定前）	87,622 円
令和４年度（改定後）	94,090 円
増額分	6,468 円

●改定後の金額と前年度との差額

区分		所得割	資産割	均等割（被保険者１人につき）	平等割（１世帯につき）	賦課限度額
医療給付分	改定後	6.69%	15.26%	20,000 円	23,300 円	650,000 円
	差額	（+0.08%）	（据置）	（+2,000 円）	（据置）	（+20,000 円）
後期高齢者支援金分	改定後	2.27%	8.07%	5,700 円	6,400 円	200,000 円
	差額	（+0.03%）	（据置）	（+1,000 円）	（据置）	（+10,000 円）
介護保険分	改定後	1.80%	1.85%	6,200 円	5,500 円	170,000 円
	差額	（+0.15%）	（据置）	（+1,300 円）	（据置）	（据置）
合計	改定後	10.76%	25.18%	31,900 円	35,200 円	1,020,000 円
	差額	（+0.26%）	（据置）	（+4,300 円）	（据置）	（+30,000 円）

◎詳細は納付通知書（７月８日発送）に同封のちらしを確認ください。

7月15日（金）受け付け開始

国保の人間ドック
～受診して健康の通信簿をつけましょう～

定期的に人間ドックを受診し、自分の身体をよく知ることが皆さんの将来の健康を支えます。身体からの危険信号を早めにキャッチして、重症化の予防につなげましょう。

●対象者　市国民健康保険の被保険者で、昭和22年10月1日から昭和62年9月1日までに生まれた方
※後期高齢者医療被保険者を除く。
※人間ドックを受ける方は、特定健康診査を受けられません。

●実施時期　9月1日（木）から令和5年2月28日（火）までの指定の日
※公立相馬総合病院は10月以降に実施。

●実施医療機関と定員　次のうち希望する医療機関
▽相馬中央病院（月曜日～金曜日）＝300人
▽公立相馬総合病院（月曜日、水曜日、金曜日）＝120人

●ドック検査項目
※日帰りのみ。
▽身体計測＝身長、体重、腹囲の測定による肥満度検査
▽呼吸器系検査＝胸部（肺と心臓）疾患の有無を検査
▽循環器系検査＝高血圧症、動脈硬化と心臓疾患の有無を検査
▽消化器系検査＝食道、胃、十二指腸検査と便潜血反応検査
▽肝機能系検査＝血液検査による肝機能検査
▽糖尿病系検査＝糖尿病の有無を検査
▽腎尿路系検査＝腎尿路疾患の有無を検査
▽貧血系検査＝貧血の有無を検査
▽超音波検査＝胆のうと肝臓・腎臓の超音波検査
※食道、胃、十二指腸検査は、透視検査または内視鏡検査のどちらかを選択することができます。

●事後指導　検査結果に基づき、保健指導を必要とする場合は医師の指示や保健師による事後指導を行います。

●受付開始日　7月15日（金）　8時30分
●場所　市役所1階保険年金課
※7月15日のみ、市役所1階御仕法通りで受け付け。

●留意事項
▽電話での申し込みは不可。
▽国民健康保険証を必ず持参ください。
▽駐車場は、庁舎南側を使用ください。
▽会場整理のため、先着順に整理券を配布します。
▽来庁の際は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に協力ください。

●料金（自己負担額）
8、400円

●受付期限　9月30日（金）

国保人間ドック オプション検査

国保人間ドック受診者のうち、希望する方は実費で次の検査を受けることができます。

●前立腺がん検査
▽対象者　50歳以上の男性
▽料金　2、950円

●ピロリ菌検査（血液検査による抗体検査）
▽対象者　限定なし
▽料金　2、460円

【相馬中央病院のみ】
●血管年齢（動脈硬化度）検査
▽対象者　限定なし
▽料金　1、100円

●腫瘍マーカー検査
▽対象者　限定なし
▽料金　4、870円
▽検査内容　CA19－9（すい臓がん、胆道がんなど）、AFP（肝臓がんなど）、CEA（大腸がん、胃がんなど）

●申し込み方法　人間ドックと併せて申し込みください。
※オプション検査のみの申し込みはできません。

ホールボディカウンター検査

国保人間ドックと併せて、ホールボディカウンター検査を受けることができます。
希望する方は国保人間ドック受付時に申し込みください。
※所要時間は着替えを含めて10分程度です。

●費用　無料
●検査結果　保健センターから通知します。
●申込・問い合わせ先　保険年金課（☎37-2140）

危険度分布「キキクル」を活用しましょう

近年、大雨による土砂災害や浸水などが日本各地で発生しています。
気象庁は、大雨による災害の危険度を色分けで地図上に表示する危険度分布「キキクル」を公表しています。
災害発生の危険を察知し、安全なうちに避難するために、危険度分布「キキクル」の情報を活用しましょう。

●問い合わせ先　地域防災対策室（☎37-2121）

予約受け付け中

乳がん集団検診

市は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、乳がん集団検診を実施しています。

検診の対象となる方は、ぜひ、この機会に検診を受けましょう。

●**対象者**　次のいずれかに該当する方

▽4月1日現在、40歳以上の女性で偶数年齢の方

▽昨年度の該当者（4月1日現在、奇数年齢の方）で令和3年度中に受診できなかった方

◎次に該当する方は乳がん集団検診を受けられません

▽ペースメーカー、シャントチューブ、ポートが入っている方

▽乳房の美容整形を受けたことがある方

▽妊娠中・授乳中の方

▽しこりや痛みなど自覚症状のある方

▽乳がん術後や通院中の方

●**実施方法**　マンモグラフィ検査

●**場所**　保健センター

●**予約可能な検診日**

▽8月24日（水）

▽8月25日（木）

▽9月13日（火）

●**申し込み方法**　保健センターに電話で予約ください。

※後日、通知書と受診録を送付します。

●**料金**（自己負担額）

1、000円

※検診当日、70歳以上の方は無料。

※昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生まれの方には、事前に無料クーポン券を送付しています。検診当日は、無料クーポン券を忘れずに持参ください。

早期発見・早期治療が大切です

女性が生涯で乳がんにかかる確率は実に9人に1人といわれています。

しかし、早期がんの10年生存率は95％以上です。

（国立がん研究センターがん情報サービス、がん統計より）

●**申込・問い合わせ先**　保健センター（☎35-4477）

小児科医会からのお知らせ

2歳までテレビやスマホは控えましょう！

テレビやビデオ、スマートフォン、パソコンなどは、現代社会においては必要ですが、子どもの精神発達に悪影響を及ぼし、行動異常がおこることがあります。

公益社団法人日本小児科医会は次のとおり提言しています。

小児科医会からの提言「スマホに子守をさせないで」

①2歳までのテレビ、ビデオの視聴は控えよう。
②授乳中、食事中のテレビ、ビデオの視聴はやめよう。
③全てのメディアへ接触する時間を一日2時間までにしよう。（ゲームは一日30分まで）
④子ども部屋にはテレビ、ビデオ、パソコンを置かないようにしましょう。
⑤保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールをつくろう。

スマホに子守をさせないで

【解説】

赤ちゃんは2歳までに、愛着、アタッチメントと呼ばれる「人を信用する能力」を身につけていきます。

この時期に、テレビやスマートフォンなどの「モノ」で遊ぶことが多くなると、人に関わる能力が育たず、小学校以降の集団生活に適応できなくなります。

2歳までテレビやスマートフォンは控えてください。「スマホに子守をさせないで」は、とても大切なことです。

子どもにとって、テレビを消して保護者と一緒に食事をし、身体を使った遊びをすることはとても大切です。人との関わり方や、人とのやりとりの基本を学べるからです。

保護者のテレビやゲームが多い場合も、子どもと直接触れ合う時間が奪われ、子どもに悪影響を与えます。

テレビやスマートフォンへの依存は、思春期の非行、不登校、引きこもりの主要な原因の一つです。

ゲームで人とつながっても対人関係は育ちません。表情の読みとりがないからです。

「モノ」で遊ぶのではなく、人と遊ぶ楽しさを教えることが何よりの対策です。

（監修＝相馬郡医師会・横山浩之 福島県立医科大学ふくしま子ども・女性医療支援センター教授）

●**問い合わせ先**　保健センター（☎35-4477）

更新申請を受け付け中

介護保険負担限度額認定証

現在、介護保険施設などを利用していて、市から食費や居住費（滞在費）に関する負担限度額の認定を受けている方は、認定証の有効期限が7月31日です。

8月以降も負担限度額認定証が必要な方は、7月29日（金）までに申請ください。

※有効期限が過ぎた負担限度額認定証は、市役所1階健康福祉課に返却ください。

●対象者　介護保険施設などを利用していて、市から食費や居住費（滞在費）に関する負担限度額認定を受けている方

※現在認定証を持っている方には、7月1日に更新のお知らせを送付します。

●必要書類など

▽負担限度額認定申請書

▽預貯金の通帳や有価証券などの写し（口座情報、申請日時点での最終残高を含む申請日から2カ月前までの明細が分かるもの）

※複数の口座がある場合、全ての通帳の写しが必要です。

※所得要件の確認のため、配偶者がいる方は、配偶者の通帳などの写しも必要です。

●所得要件　次のとおり

負担段階	所得要件		預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者など		1,000万円以下（2,000万円以下）
第2段階	世帯全員が市民税非課税（※）	合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計額が80万円以下	650万円以下（1,650万円以下）
第3段階①		合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	550万円以下（1,550万円以下）
第3段階②		合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計額が120万円超	500万円以下（1,500万円以下）

※別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者の方も市民税非課税であることが必要です。

●申請・問い合わせ先　健康福祉課（☎37３０６５）

利用者募集

新規創業者支援施設

市は、新規創業者の育成などのため、次の施設の利用者を随時募集しています。

チャレンジショップ

●所在地　振興公社振興ビル1階スペース

●対象者　市内で開業を目指す方

●業種　小売業・サービス業

※飲食店を除く。

●費用　月額1万円

※光熱水費含む。

塚田事業所

●所在地　中村字塚田72

●対象者　新規で開業する方

●業種　小売業・サービス業

●費用　月額25、600円

※光熱水費など別途負担。

◎詳細は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●問い合わせ先　商工観光課（☎37２１５４）

バスの車内事故防止に協力ください

走行中のバス車内での事故を防止するため、車内事故防止キャンペーンへの理解と協力をお願いします。

▽走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。降車の際は、バスが完全に停車し、扉が開いてから席を立ちましょう。

▽バスは安全運転に徹していますが、やむを得ず急ブレーキをかける場合があります。立って利用する場合は、つり革や握り棒をしっかりつかみましょう。

●問い合わせ先　公益財団法人福島県バス協会（☎024-546-1478）

受講者募集

刈払機取扱講習

そうま広域シルバー人材センターは、60歳以上の方を対象に、刈払機取扱講習を開催します。

●日時　**7月21日（木）**8時45分～16時30分

●場所　総合福祉センター（はまなす館）および近隣緑地帯

●対象者　市内在住の60歳以上の方で、受講後、シルバー人材センターの会員になり、就業できる方

●申込期限　7月8日（金）

●定員　6人

●受講料　無料

●申込・問い合わせ先　そうま広域シルバー人材センター（☎36１２８３）

参加者募集

消費税のインボイス制度に関する説明会

相馬税務署は、事業者を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。

●日時など 下表のとおり

●留意事項

▽説明会は事前予約制で、各回とも定員になり次第、受け付けを終了します。

▽①では説明会終了後、希望する方を対象に登録申請相談会を開催します。

▽駐車場に限りがあるため、可能な限り公共交通機関を利用ください。

●申込・問い合わせ先 相馬税務署（☎36-3942）

●日時など

日時	定員	場所
①7月21日(木) 13時30分～15時30分	20人	相馬税務署2階会議室（中村字曲田92-2）
②8月3日(水) 15時30分～16時20分	48人	総合福祉センター（はまなす館）第二・第三会議室（小泉字高池357）

おしごと相談会

ふくしま生活・就職応援センターは、就職について悩みを抱えている方を対象に、キャリアコンサルタントによる相談会を開催します。

ぜひ相談ください。

●日時 7月20日（水）13時30分～15時30分

●場所 千客万来館研修室

※事前予約が必要です。

●申込・問い合わせ先 ふくしま生活・就職応援センター南相馬事務所（☎23-1239）

中小企業退職金共済制度

事業主の方へ

退職金で会社に元気と活力を

中退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき、中小企業の振興と従業員の福祉の増進を図ることを目的として設立された退職金制度です。

●特長

▽国の掛け金助成を受けられる

▽掛け金は全額非課税となる

▽社外積立なので管理が簡単

▽パート用の掛け金もある

◎詳細は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●問い合わせ先 独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（☎03―6907―1234）

ホームページはこちらから

出前講座

自筆証書遺言書保管制度

福島地方法務局は、自筆証書遺言書保管制度に関する出前講座を行っています。

●対象者 市内の公共性のある各種団体、グループ（市民団体、公共団体、町内会など）

※おおむね10人以上。

●内容 公民館などに法務局の職員を派遣し、自筆証書遺言書を法務局で保管する制度を利用する際の注意点や申請手続きについて説明します。

●講座時間 1時間程度

●申し込み方法 講座開催希望の1カ月前までに、申込書に必要事項を記入し、ファクスまたは郵送で申し込みください。

※申込用紙は、法務局相馬支局および市役所1階市民課で配布します。

●留意事項

▽日時は申込書に記載された希望日時をもとに調整します。

※業務の都合上、希望に添えない場合があります。

▽会場は申し込む団体などで用意ください。

▽開催の際は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底ください。

●申込・問い合わせ先 福島地方法務局（☎024―534―1971、ファクス024―534―1949）〒960―8021 福島市霞町1番46号

県立視覚支援学校

視覚障がい者の教育相談

県立視覚支援学校は、疾病などによる視機能低下（著しい視力低下や視野狭窄、視野欠損など）で、就学や進学、就労で困っている方の教育相談を行っています。

気軽に問い合わせください。

●対象 乳幼児から成人まで

●相談・問い合わせ先 県立視覚支援学校（☎024―534―2574）

▽相談専用（☎080―7347―3908）

ホームページはこちら

令和４年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動

７月16日（土）～７月25日（月）

スローガン：「締めました！」乗る人みんなの 合言葉

子どもと高齢者の交通事故防止

▽保護者は子どもに対し、暗くなる前に帰宅するよう教えましょう。
▽夕暮れや夜間に外出する際は、運転者から発見されやすいように、明るい目立つ色の服装や、夜光反射材を身につけましょう。
▽子どもや高齢の歩行者、電動車いす利用者などを見かけたら、保護・誘導活動を積極的に行うなど、子どもの手本となるよう正しい交通ルールとマナーを実践しましょう。

道路横断中の交通事故防止

▽道路を横断する際は無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡り、その際は手をあげるなど、運転者に横断する意思を伝えることを家族ぐるみで実践しましょう。

▽横断歩道や自転車横断帯の付近では速度を落とし、横断歩道などを渡ろうとする歩行者や自転車を見かけたら、必ず一時停止をしましょう。

飲酒運転、無免許運転および速度超過などの悪質・危険な運転の根絶

▽飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転、ながら運転などの悪質・危険な運転が重大事故につながることや、交通事故を起こしたときの社会的責任について、話し合いましょう。
▽長距離運転の際は、過労にならないよう余裕のある計画を立てましょう。
▽飲酒運転は犯罪です。「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を徹底し、あらかじめ運転者を決めておく「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▽運転者は、自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含む同乗者全員にシートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。また、着用したことを確認してから発進しましょう。

自転車の交通事故防止とヘルメット着用の促進

●福島県自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルール・マナーを守る
　▽飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
　▽夜間はライトを点灯・反射材着装
　▽交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
　▽運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
⑤被害軽減のためヘルメット着用に努める
◎自転車を利用するときは、点検整備のほか、自転車損害賠償責任保険などに加入しましょう。

●問い合わせ先　生活環境課（☎37-2144）

結婚50周年を迎える方へ

金婚を祝う会を開催します

市は、結婚50周年のご夫婦を祝う「金婚を祝う会」を次のとおり開催します。

●対象者　市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方
▽今年結婚50年を迎えるご夫婦（昭和47年中に結婚されたご夫婦）
▽昭和46年以前に結婚され、これまでの「金婚を祝う会」に申し込んでいないご夫婦

●日時　**9月30日（金）**11時

●場所　総合福祉センター（はまなす館）

●申込期限　7月22日（金）

令和３年度の様子

●申し込み方法　申込書に必要事項を記入し、市役所1階健康福祉課に申し込みください。
※申込書は健康福祉課で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。
※後日、申込者に招待状を送付します。

●留意事項
▽市の「金婚を祝う会」と併せて福島民報社と公益財団法人福島県老人クラブ連合会が実施する「しあわせ金婚夫婦表彰」を行います。記念品が贈られるとともに、福島民報新聞の金婚夫婦特集記事に氏名と年齢が掲載されます。
▽新型コロナウイルス感染症の感染状況により式典の開催を中止する場合があります。

●問い合わせ先　健康福祉課（☎37-2174）

ホームページはこちらから

高齢運転者と家族の方へ

運転免許証の自主返納を考えてみませんか

全国的に高齢運転者による重大事故が多発しています。
次に思い当たる場合、運転免許証の自主返納を考えてみませんか？
▽運転に不安を感じるようになった
▽体力の衰えを感じるようになった
▽標識を見落としてしまうことが増えた（歩行者の発見が遅れてしまった）
▽交通事故を起こしそうになった（事故を起こしてしまった）

【運転免許証自主返納のメリット】
有効期限内に運転免許証を自主返納すると、身分証明書として使用できる運転経歴証明書を申請できます。
また、運転経歴証明書を提示してさまざまなサービスを受けることができる運転卒業サポート制度があります。サービスを受けられるお店などは、下記のポスターが目印です。
※市内には、市連合商栄会など支援事業を行っている多数の事業者がいます。

◎市は、65歳以上の方を対象とした「おでかけミニバス」を運行していますので、移動手段の一つとして利用ください。
◎自主返納の手続きは相馬警察署へ。
◎県内の運転免許証自主返納者へのサポートなどの詳細は、県生活交通課のホームページを確認ください。

ホームページはこちらから

●問い合わせ先　生活環境課（☎37-2144）

市内20ルート　おでかけミニバス運行中!!

市は、65歳以上の方の買い物支援と中心市街地活性化を目的として「おでかけミニバス」を運行しています。
※運行表は市役所1階御仕法通りや各公民館で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。
◎詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先　企画政策課（☎37-2132）

原釜尾浜海水浴場海開き・避難経路のお知らせ

●**期間**　**7月16日（土）～8月21日（日）**9時～16時

●**駐車場**　272台（無料）

※密集を避けるため、入場規制を行う場合があります。

●**利用上の注意**

▽遊泳区域外では泳がないでください。

▽水上バイクは禁止です。

▽バーベキューや花火など火気の使用、ほかの利用者に危険、迷惑となる行為は厳禁です。

▽監視員の指示に従ってください。

▽ごみは持ち帰ってください。

▽飲酒後は泳がないでください。

▽新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、体調がすぐれないときは来場を自粛ください。

●**問い合わせ先**　市観光協会（☎35３３００）

●避難場所および経路

※海水浴場内と避難経路線上に避難案内看板があります。

作品募集
第６回 相馬の夏フォトコンテスト

市観光協会は、市内の夏を題材にしたフォトコンテストを開催します。

市内であれば、どの場所で撮影したものでも応募できます。

あなたの自信作をお待ちしています。

●**応募規定**

▽四つ切ワイド（カラー、白黒共通）

※一人２点まで。

▽令和４年以降、市内で撮影した未発表のもの

●**留意事項**

▽人物の肖像権が発生する場合などは、応募者の責任により解決すること。

▽応募の際は、必ず画像データを添付すること。

▽入選作品の使用権は主催者側に帰属し、プリント展示、出版物、ホームページなどに無償で使用させていただきます。

●**応募資格**　どなたでも応募できます。

●**応募期間**　**9月1日（木）～9月22日（木）**

※応募用紙は市観光協会で配布するほか、同協会ホームページからもダウンロードできます。

●**入選作品**　入選作品は表彰するほか、次のとおり展示します。

▽日時＝10月３日（月）～10月20日（木）９時～17時

▽場所＝千客万来館

●**応募・問い合わせ先**　市観光協会（☎35３３００）

ホームページはこちらから

市観光協会

参加者募集

第47回相馬盆踊り大会

ふるさとの祭り「相馬盆踊り大会」を3年ぶりに開催します。

ぜひ参加ください。

●**日時**　**8月13日（土）**18時
※出場者受け付けは17時45分まで。

●**場所**　市民のひろば（市民会館駐車場）

●**募集内容**
▽団体の部（大人の部、子どもの部）＝10人以上
▽仮装の部＝1人での参加も可
※事前申し込み制。当日の参加不可。

●**申し込み方法**　申込用紙に必要事項を記入の上、市観光協会に申し込みください。
※申込用紙は、市観光協会で配布するほか、同協会ホームページからもダウンロードできます。

●**申込期限**　7月20日（水）
※応募多数の場合は先着順。

●**申込・問い合わせ先**　市観光協会（☎35-3300）

ホームページはこちらから
市観光協会

第4回相馬盆唄大会

成績優秀者には表彰のほか、8月13日開催の相馬盆踊り大会の際に、やぐらの上で自慢ののどを披露いただきます。

ぜひ参加ください。

●**日時**　**7月30日（土）**13時
●**場所**　市民会館大ホール
●**参加料**
▽一般の部　2,000円
▽子どもの部　1,000円（中学生まで）
●**申し込み方法**　市観光協会に申し込みください。
●**申込期限**　7月14日（木）
◎詳細はホームページを確認ください。
●**申込・問い合わせ先**　市観光協会（☎35-3300）

観覧者募集

第4回野馬追の郷歌うま大会

音楽による地域づくりや市街地のにぎわい創出、交流人口の拡大などを目的に、野馬追の郷歌うま大会を開催します。

のど自慢の一般の方が出場するほか、プロの歌手もゲスト出演します。

観覧は無料ですので、相馬野馬追行列を観覧した後に、ぜひ立ち寄りください。

●**日時**　**7月23日（土）**11時（開場10時30分）
●**場所**　市民会館大ホール
●**出演者**
▽一般出場者＝約60人
▽山上公民館フラ教室（エ・フラ マイキヨ）
▽ゲスト出演＝蒔田さゆり、吉井まこと、菊地登志彦、ダイアナれい
▽特別ゲスト＝福島はじめ
●**申し込み方法**　千客万来館で観覧券を配付します。
※全席指定。
●**問い合わせ先**　市観光協会（☎35-3300）

「社会を明るくする運動」相馬市推進委員会からのお知らせ

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうという全国的な運動です。

「社会を明るくする運動」相馬市推進委員会は、7月の強調月間に合わせ、青少年の健全育成を願い、次のイベントを開催します。

ふれあいお茶会

抹茶・菓子付きのお点前体験です。

申し込み不要です。ぜひ立ち寄りください。

※お子さんの参加も大歓迎です。

●**日時**　**7月10日（日）**10時
※材料がなくなり次第終了。
●**場所**　振興公社振興ビル1階
●**参加費**　無料
●**問い合わせ先**　相馬地区更生保護サポートセンター（☎26-5674）

歌って、踊って、見て！パネルシアター

小さなお子さんから小学生まで、どなたでも楽しめるイベントです。

●**日時**　**7月16日（土）**10時～11時
●**場所**　相馬愛育園
●**参加費**　無料
●**申し込み方法**　電話で申し込みください。
●**申込・問い合わせ先**　生涯学習課（☎37-2187）

お詫びと訂正

広報そうま6月15日号8ページの「発熱外来診察室」の予約受付時間に誤りがありました。次のとおりお詫びして訂正します。

誤）12：00～14：15
↓
正）**12：30**～14：15

●**問い合わせ先**　保健センター（☎35-4477）

作品募集 第55回相馬市発明展

市は9月1日～9月7日の平日、市役所2階中央会議室で「第55回相馬市発明展」を開催します。

市民の皆さんの創造的でアイデアに富んだ作品をぜひ出品ください。

※上位入賞作品は、第68回福島県発明展（郡山市で開催予定）に出品されます。

●**応募区分**
▽一般の部＝市内在住または市内の会社や事業所などに勤務している方
▽児童・生徒の部＝市内の小・中学校、高校に在籍している児童・生徒

●**募集作品**　原則として、大きさが縦、横、高さともに1メートル以内、重量が20キログラム以内で発明および考案された実物または模型。
※出品数は1人2点まで。

●**出品料**　無料

●**募集期間**　**7月28日（木）～8月25日（木）**

●**申込・問い合わせ先**　商工観光課（☎37-2154）

ホームページはこちらから

参加者募集 公立双葉准看護学院 見学説明会

●**日時**
▽第1回＝**7月30日（土）**
▽第2回＝**10月1日（土）**
※時間はいずれも10時～12時。

●**場所**　公立双葉准看護学院（南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-76）

●**申し込み方法**　電話で予約ください。

●**申込期限**
▽第1回＝7月25日（月）
▽第2回＝9月26日（月）

●**申込・問い合わせ先**　公立双葉准看護学院（☎32-0990）

「POLICEメールふくしま」に登録を

福島県警察は、メール配信サービス「POLICEメールふくしま」により、皆さんの安全・安心に役立つ情報を提供しています。ぜひ登録ください。

●**登録方法**　スマートフォンでQRコードを読み取り、表示される案内に従って登録ください。

●**配信情報**
▽なりすまし詐欺情報
▽不審者情報
▽犯罪発生情報
▽交通安全情報　など

POLICEメール

●**問い合わせ先**
相馬警察署（☎36-3191）

作品募集 第72回福島県統計グラフコンクール

●**募集対象者**　小学生以上

●**課題**　自由
※小学校4年生以下は、児童が自ら観察・調査した結果をグラフにしたもの。

●**作品規格**
▽72・8センチメートル×51・5センチメートル（B2判）
▽紙質、色彩、応募点数は自由
※裏面の板張り、表面のセロハンカバー、2枚以上にわたるシリーズものは不可。
※合作の場合は5人以内。

●**応募方法**　郵送などにより直接応募ください。
※作品の送料は応募者負担。
※小・中学生、高校生は各学校に提出ください。

●**応募期限**　**9月1日（木）**
◎詳細は問い合わせください。

●**応募・問い合わせ先**　県企画調整部統計課（☎024-521-7143）
〒960-8670　福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

ホームページはこちら

相馬警察署からのお知らせ

福島県警察官募集

●**募集区分**　警察官B（高校卒程度）

●**採用予定人数**
▽男性・一般＝41人程度
▽女性・一般＝14人程度

●**受付期間**　**7月25日（月）～8月19日（金）**

●**一次試験**　9月18日（日）
◎詳細は問い合わせまたはホームページを確認ください。

●**問い合わせ先**　相馬警察署（☎36-3191）

ホームページはこちら

参加者募集

相馬看護専門学校 オープンキャンパス

相馬看護専門学校は、看護師を目指す方に本校を知ってもらうため、オープンキャンパスを開催します。

●**日時**
▽**7月31日（日）**
▽**8月1日（月）**
※13時30分～15時30分

●**場所**　相馬看護専門学校（石上字南蛯沢344）

●**内容**
▽学校紹介
▽看護技術体験
▽在校生への質疑応答　など

●**申し込み方法**
▽高校生＝進路指導担当の先生に申し込みください。
▽中学生・一般（社会人）＝相馬看護専門学校に問い合わせまたは同校ホームページから申し込みください。

●**留意事項**
▽新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に協力ください。

▽新型コロナウイルス感染症の影響により、開催内容などを変更する場合があります。

●**問い合わせ先**　相馬看護専門学校（☎37-8118）

ホームページはこちらから

相馬看護専門学校

相馬市公式ライン
@soma_city

【友だち登録方法】
LINEアプリ内の友だち検索でID検索を行う、またはQRコードを読み込む。
◎市政情報のほか、緊急情報（災害、防犯情報など）などを随時発信しています。

入学試験

国立宮古海上技術短期大学校

国立宮古海上技術短期大学校は、国土交通省の所管する学校で、優秀な船舶運航技術者の育成を目的とし、海と船をフィールドに学んでいます。

卒業生には海技資格における特典が付与され、海運界はもちろんその関連産業を中心に幅広く活躍しています。

●**選抜区分**
▽学校推薦型選抜
▽総合型選抜
▽自己推薦型選抜
▽一般選抜
◎詳細は問い合わせください。

●**問い合わせ先**　国立宮古海上技術短期大学校教務課（☎0193-62-5316）

ホームページはこちらから

国立宮古海上技術短大

相馬地方広域市町村圏組合からのお知らせ

消防職員募集

●**採用予定人数**　3人程度

●**受験資格**
▽平成7年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方（学歴は問いません）
▽採用後、相馬地方管内市町村に居住できる方

●**試験日（第1次試験）**　9月18日（日）
※第2次試験は第1次試験合格者に別途通知します。

●**場所**　相馬地方広域消防本部（南相馬市原町区高見町一丁目272）

●**試験方法**　▽教養試験（高校卒業程度）▽体力試験▽適性検査

看護教員募集

●**採用予定人数**　1人程度

●**受験資格**
▽昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方
▽看護教員の資格のある方、または保健師、助産師、看護師のいずれかの免許のある方で、令和5年4月1日時点で保健師、助産師、看護師として5年以上業務に従事し、看護教員を志願する方
※保健師、助産師、看護師として5年以上離れている方は除く。

●**試験日**　10月12日（水）

●**場所**　相馬看護専門学校（石上字南蛯沢344）

●**試験方法**　▽論文試験▽プレゼンテーション試験▽個別面接

共通事項

●**受付期限**
▽消防職員＝**8月12日（金）**
▽看護教員＝**9月30日（金）**
※郵送の場合、必着。

●**受付場所**　相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課（市役所3階）
※申込用紙は組合事務局、相馬地方の消防署・分署、相馬看護専門学校で配布するほか、同組合ホームページからもダウンロードできます。

ホームページはこちら

相馬地方広域市町村圏組合

◎詳細は問い合わせください。

●**申込・問い合わせ先**　相馬地方広域市町村圏組合事務局総務課（☎35-0211）

参加者募集

第8回松川浦自然教室 現地観察会

NPO法人松川浦ふれあいサポートは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を取りながら、松川浦の干潟の現地観察会を開催します。ぜひ親子で参加ください。

●**日時** **7月30日（土）** 8時30分～11時30分予定
※小雨決行。荒天時は中止する場合があります。

●**集合場所** 晴風荘新館西側駐車場（岩子字中島539―15）
※8時30分厳守。

●**対象者** 小・中学生の親子

●**内容** 県立松川浦自然公園（晴風荘新館北東側）の干潟生物の観察会

●**講師** 鈴木孝男氏（みちのくベントス研究所所長・理学博士）ほか

●**持参物など**
▽長靴またはシューズ
▽帽子
▽タオル
▽雨具　など
※必ずマスクを着用ください。

●**定員** 30人（先着順）

●**参加費** 500円（傷害保険、昼食・飲み物代）

●**申込期間** 7月1日（金）～7月15日（金）
※定員になり次第終了。

●**申し込み方法** 電話で申し込みください。
▽必要事項＝氏名、住所、電話番号、学年　など
▽受付時間＝9時～17時
◎詳細は問い合わせください。

●**申込・問い合わせ先** NPO法人松川浦ふれあいサポート（松川浦環境公園内）（☎38-6222）

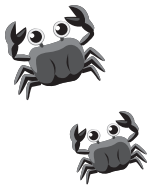

令和4年度 自衛官採用案内

防衛省・自衛隊は、次のとおり採用試験を行います。

募集項目	航空学生	一般曹候補生	自衛官候補生（男女）
受付期限	9月8日（木） ※締切日必着。	9月5日（月） ※締切日必着。	随時
応募資格	▽海自：18歳～23歳未満の方 ▽空自：18歳～21歳未満の方 ※高卒者（見込み含む）または高専3年次修了者（見込み含む）	18歳以上33歳未満 ※32歳の方は、採用予定月末日現在、33歳に達していない方。	
試験日程	9月19日（月） 1次試験（筆記）	▽1次：9月15日（木）～18日（日） ▽2次：10月8日（土）～23日（日） ※いずれかの1日を指定。	9月16日（金）以降

◎詳細は問い合わせください。

●**問い合わせ先** 自衛隊福島地方協力本部相双地域事務所（☎23-4712）

相馬市史 第3巻 通史編Ⅲ 近代・現代 刊行

市は、相馬市史第8回目の配本となる「相馬市史 第3巻 通史編Ⅲ 近代・現代」を刊行しました。

本市の明治期から市制施行50周年（平成16年3月）までの行政・産業・社会・教育・文化の発展と、これらを推進してきた多くの人々の足跡を明らかにする1冊です。

●**サイズ** B5判

●**価格** 5,000円（税込み）

【好評販売中！】

●**既刊の相馬市史**
▽第4巻資料編Ⅰ（原始・古代）
▽第4巻資料編Ⅰ（中世）
▽第5巻資料編Ⅱ（近世1）
▽第6巻資料編Ⅲ（近世2）
▽第7巻資料編Ⅳ（近代・現代）
▽第8巻特別編Ⅰ（自然）
▽第9巻特別編Ⅱ（民俗）

●**販売場所**
▽市内書店（広文堂書店、丁子屋書店）
▽図書館
▽市役所1階市史編さん室

ホームページはこちら

●**問い合わせ先** 市史編さん室（☎37-2100）